

平成26年度
筑波大学法科大学院
[ビジネス科学研究科法曹専攻]
(専門職学位課程) 入学試験

論文試験問題

(150分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 3) 試験開始後、この問題冊子が1～16頁であること、答案用紙が2枚【1枚目；問Ⅰ（設問1）及び問Ⅰ（設問2）、2枚目；問Ⅱ（設問1）及び問Ⅱ（設問2）】あることを確認してください。
- 4) 試験開始後、2枚の答案用紙それぞれに、受験番号を記入してください。
- 5) 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。消しゴムを使用することができます。
- 6) 下書きは問題冊子の2頁及びその他の頁の余白、裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

(余白頁) 下書きはこの頁やその他の頁の余白、裏面を利用してください。

問Ⅰ 下記の文を読んで、各設問に答えなさい。(注；法律の専門的知識を問うものではありません。)(配点40点)

(設問1)

筆者は、電子ネットワークとデータベースが私たちの生活に深く入り込んでいる現代社会では、下線部①にいう「プライバシーの関心対象」がどのように変化していると考えているのか。筆者の考えを150字以内で説明しなさい。(15点)

(設問2)

下線部②において、筆者は、「今日の情報化と同時進行しているのは、私たちのアイデンティティの確定や確認を、データベースや情報システムに頼り、任せようとする傾向である。」と論じているが、このような筆者の見解について、あなたの意見を250字以内で述べなさい。その際に、筆者の見解に賛同するのであれば、その見解に向けられる反論を想定したうえで、また、筆者の見解に(全面的であれ部分的であれ)反対するのであれば、かかる反対の意見に対して向けられる再反論を想定したうえで、論じること。(25点)

著作権法により公開しておりません。

[問1の文]

出典：阪本俊生『ポスト・プライバシー』（2009年初版第1刷、青弓社）

*ただし、出題に際して、見出し及び脚注を省略している。また、「(中略)」として、文章の一部を省略している。

問Ⅱ 下記の文を読んで、各設問に答えなさい。(注；法律の専門的知識を問うものではありません。)(配点60点)

(設問1)

傍線部①において筆者は、ヘイリーが、さまざまな制度的要因を取り上げ、それらは日本の訴訟率が低いことの原因だと主張し、原因と結果の関係を川島の理論と正反対にってしまったと述べています。何が正反対であるかにつき、400字以内で説明しなさい(40点)。

(設問2)

傍線部②で、筆者は、合衆国の民事訴訟における和解率が、日本よりずっと高いと述べています。筆者が考えるその理由を、200字以内で解答しなさい(20点)。

著作権法により公開していません。

[問2の文]

出典：著者 ダニエル・H・フット(訳者 溜箭将之)『日本の〈現代〉4 裁判と社会—司法の「常識」再考』(2006年初版第1刷、NTT出版)

ただし、出題に際して、見出し、文章の一部、引用文献及びその番号表示を省略している。出題者が文章を省略した箇所は、〈中略〉と表示している。また、漢数字を算用数字に変えている箇所がある。

出題者注1 『日本人の法意識』は、1967年に発行された現代日本の代表的な民法学者・法社会学者である川島武宜の著書である。

出題者注2 ディスカバリー(証拠開示手続)は、アメリカの民事訴訟手続に特徴的な制度で、当事者や第三者が裁判資料を自主的に相互に広く開示し合う手続。訴訟の準備段階において当事者間での証拠開示が認められており、その段

階で訴訟の行方が判明することが多く、重要な手続となっている。

出題者注3 トライアル（正式事実審理）は、裁判所の公開法廷での審理手続のことである。トライアルの前には、一般に公開法廷外で非公開による準備手続などがなされるため、それとの対置概念として「正式事実審理」との意識がなされている。

出題者注4 ディスクロージャーは、広義には情報の開示のことをいうが、ここでは、ディスカバリー手続において法律により相手方への開示が必要的になっている裁判資料を開示することを指す。